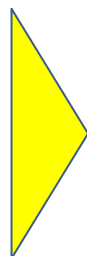


1 環境基本計画の体系

- 大田区環境基本計画の基本目標（平成24年度～令和3年度）

基本目標A：環境と産業の調和の実現と好循環の創出
基本目標B：快適で安全な暮らしの実現
基本目標C：低炭素社会の構築
基本目標D：自然共生社会の構築
基本目標E：循環型社会の構築
基本目標F：持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出



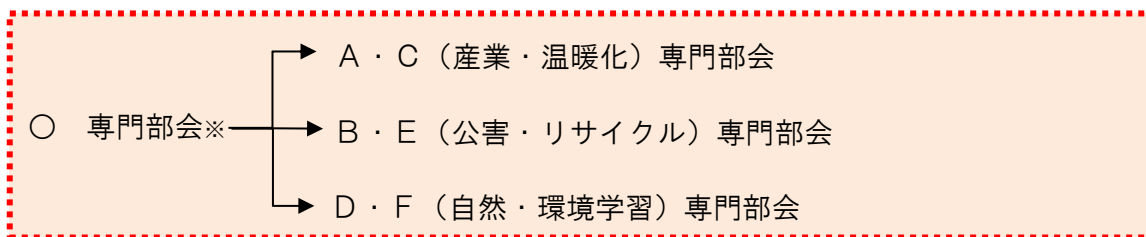
- 大田区環境アクションプランの基本目標（令和4年度～6年度）

基本目標A：環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進
基本目標B：気候変動緩和策の推進
基本目標C：自然共生社会の構築
基本目標D：快適で安全な暮らしの実現
基本目標E：循環型社会の構築

※基本目標Aは基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置付け

2 専門部会の位置付け

- 大田区環境審議会本体会



※「大田区環境審議会専門部会設置要綱」に基づき、専門的かつ効果的な調査検討、評価等を行うことを目的に設置

3 見直し案

専門部会は必置とせず、全体会での審議を基本とする。

- 専門部会の設置は「大田区環境審議会専門部会設置要綱」に定める目的に則り、分野ごとの審議の必要性や専門性が高いと認められる事項等がある場合に、専門的かつ効果的に審議するために設置する。
- 「大田区環境アクションプラン」においては、基本目標Aを分野横断目標と位置付け、5つの基本目標が密接な関係を保ちながら目標達成に向かうこととしているため、計画推進のための事項は全体会での包括的な審議を基本とする。